

－ 手引き －

(1) 地方創生枠（予約採用）の要件等について

日本学生支援機構の無利子奨学金事業において、各基金を設置した地方公共団体が、地方大学等に進学する学生や特定分野の学位を取得しようとする学生のうち予約採用候補者から地方創生にかかる特別枠（地方創生枠（予約採用））として採用することができます。詳細は、以下のとおりです。

推薦人数	上限なし(各基金を設置した地方公共団体による)
対象学種	大学、短期大学、大学院、専修学校専門課程
奨学金の種類	独立行政法人日本学生支援機構 第一種奨学金(無利子)
要件	日本学生支援機構の無利子奨学金の予約採用の貸与基準を満たすこと。その他の要件は、各基金を設置した地方公共団体(基金に出捐した地方公共団体を含む。以下「基金設置団体」という。)において設定すること。

留意点

- 地方創生枠で推薦された者は、進学した(又は在学する)学校を通じて手続きを行う必要があります。
- 対象者は、新たに大学等に進学する者のみとなります。
- 地方創生枠予約採用候補決定者であっても、進学後の学校を通じて手続きを行わなかった場合、奨学生として採用されません。

<参考> 日本学生支援機構 第一種奨学金(無利子)の貸与基準(30年度予約採用)

(1) 学力基準

次の1・2のいずれかに該当する人

1. 高等学校等での申込時までの全履修科目の評定平均値が、5段階評価で3.5以上であること。
2. 次の(1)・(2)の両方に該当すること

(1) 家計支持者(父母、父母がいない場合は代わって家計を支えている人)が住民税非課税である人

(2) 次の①又は②のいずれかに該当する人

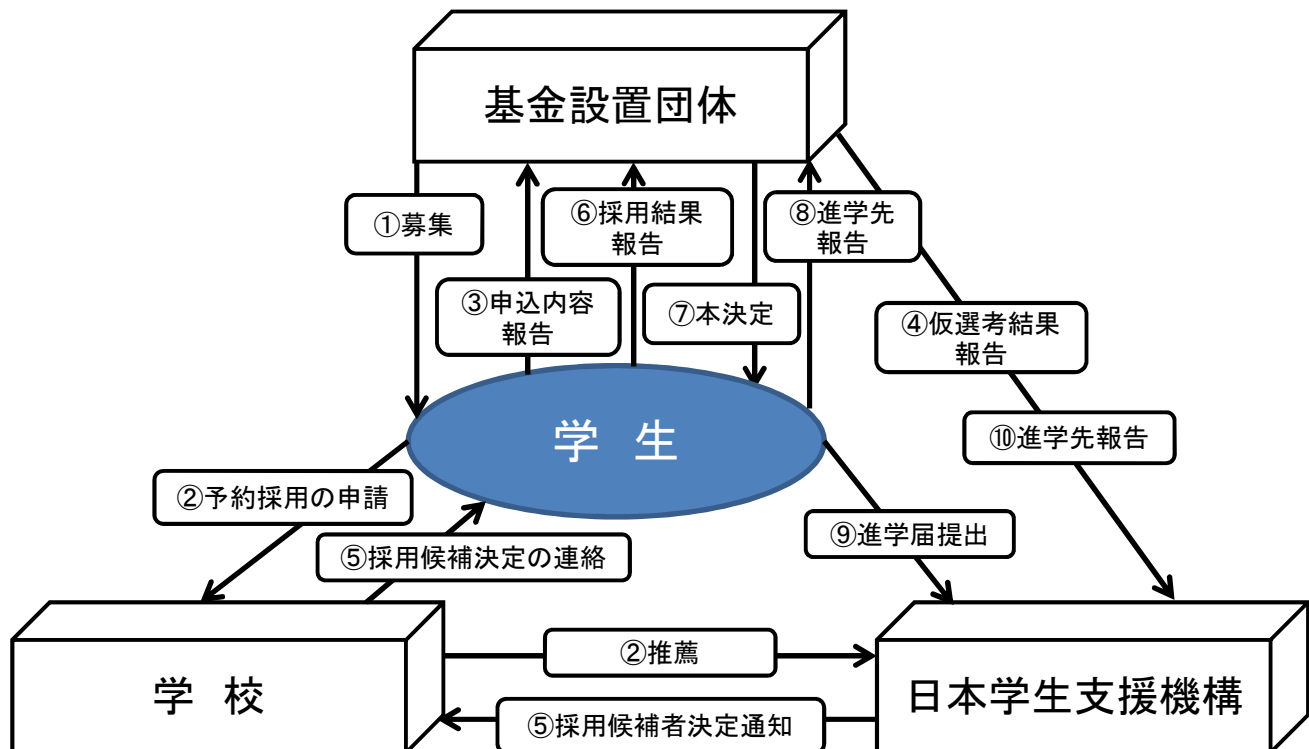
- ① 特定の分野において、特に優れた資質能力を有し、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込があること。
- ② 大学等における学修に意欲があり、大学等への進学後、特に優れた学習成績を修める見込があること。

(2) 家計基準(目安)

世帯人数	想定する世帯数	給与所得者	給与所得者以外
3人世帯	本人、父、母(無収入)	657万円以下	286万円以下
4人世帯	本人、父、母(無収入)、中学生	747万円以下	349万円以下
5人世帯	本人、父、母(無収入)、中学生、小学生	922万円以下	514万円以下

(2) 地方創生枠（予約採用）に係る手続きの流れ

〔手続きの流れイメージ図〕



- ①基金設置団体において、地方創生枠推薦者の募集を行う【4月～6月】
- ②学生は、通常の手続き通り、学校へ無利子奨学金予約採用を申請する【5月～6月】
- ③日本学生支援機構の予約採用申込者で地方創生枠の推薦を希望する学生は、基金設置団体に予約申込内容を報告【7月下旬までに】
- ④基金設置団体は、報告のあった奨学金申込者（学生）を地方創生枠推薦者として仮選考する。その結果を日本学生支援機構の基金設置団体用のシステム（スカラKI）へ登録することにより、以下の内容等を報告【7月下旬～9月下旬】
〔地方創生枠ID、受付番号、氏名（漢字・カナ）、生年月日、性別〕
- ⑤日本学生支援機構は奨学金予約採用候補者決定を行い、学生へ通知【10月下旬】
- ⑥予約採用候補決定者（学生）は予約採用候補者決定の旨を、基金設置団体へ報告【10月下旬～11月下旬】
- ⑦基金設置団体は、学生から予約採用候補者決定の報告を受け、地方創生枠推薦者として本決定【11月下旬】
- ⑧学生は大学等に進学後、進学先を基金設置団体に報告【（進学後）5月下旬までに】
- ⑨学生は日本学生支援機構へ進学届を提出【（進学後）4月～6月】
- ⑩基金設置団体は、日本学生支援機構へ予約採用決定者（学生）の進学先等を報告【（進学後）4月～6月】

<参考> 地方創生枠（予約採用）推薦者決定通知（見本・本人保管用）

【本人保管用】

重要

この書類は、あなたが日本学生支援機構の地方創生枠推薦者に決定したことの通知ですので、大切に保管してください。なお、本推薦者であっても、下記採用条件を満たしていない場合、奨学生に採用されません。

平成31年度 日本学生支援機構地方創生枠（予約採用）推薦者決定通知

平成30年11月11日

管理番号 999-999-999

学生 支援 様

●●県基金設置団体

印

（印影印刷）

あなたを、下記のとおり平成31年度日本学生支援機構地方創生枠（●●県）の推薦者として決定しましたので通知します。

なお、本決定通知は、平成31年度に進学する場合のみ有効です。平成32年度以降に進学する場合は、再度、申込みが必要です。

記

（採用条件）

（例）●●大学●●学部への入学

（奨学金の種類）

日本学生支援機構 第一種奨学金（無利子）

(3) 奨学金に係る返還支援の方法

日本学生支援機構への送金の手続きについて

- ①返還者は、日本学生支援機構に返還残額証明書の発行を申請する
- ②日本学生支援機構は、返還者に返還残額証明書を発行する
- ③返還者は、日本学生支援機構が発行した返還残額証明書をを用いて、基金に返還支援請求を行う
- ④基金は、返還者の氏名、奨学生番号、基金の返還支援額を日本学生支援機構に連絡する
- ⑤日本学生支援機構は、基金に払込み用紙を送付する
- ⑥基金は、日本学生支援機構から送付された払込み用紙で、④で連絡した返還支援額(返還残額の全部又は一部)を日本学生支援機構に送金する
ただし、返還支援額が返還残額を上回る場合、基金はその差額を返還者に送金する
- ⑦日本学生支援機構は、返還支援完了後の返還残額(又は返還完了)を返還者に通知する

留意点

- 返還残額証明書の発行については、返還者本人からの申請のみに対応します。
詳細は、おって日本学生支援機構のホームページでお知らせします。
- なお、返還者が基金の返還支援要件(一定期間の就業等)に違背した場合でも、日本学生支援機構は一切関知致しません。

日本学生支援機構以外の奨学金について

- 地方自治体、大学、民間奨学団体等に送金する場合は日本学生支援機構への送金手続きを参考に各団体と基金において送金方法等を決定してください。